

みき通信

日本共産党 町議会議員
くぼたみき 活動報告

第59号 2016年 4月25日

発行 がんばれくぼたみきの会

連絡先 875-7126 (阿部)



切実な高齢者福祉に本腰を！

4月16日(土)2月の葉桜での報告会に続いて、上山口でくぼたみき議員の「議会報告会」が行われました。高齢者福祉、学校給食センターの問題、防災やごみ処理のことなどの報告の後、参加された皆さんと懇談しました。

高齢者の問題については、前回、日々の居場所づくりとそれを担う人や場所の問題など、町が果たすべき役割が浮き彫りになりましたが、今回は相談場所の地域包括支援センターがどこにあるのか、どんなところが知られていないことが話題になりました。これまでも窪田議員は、町民がわかる場所への設置(移動)を要望してきましたが、町の対応は案内板を付けて、場所がどこかわかるようにしただけで、やはり誰でもわかる場所に必要だということがよくわかりました。

細川議員の進退には、犯罪を犯しても議会内での行動でなければ、議会が失職させることは出来ないこと。みき通信前号でお伝えしたように、窪田議員の提案で町内に居住していないことが、議員としての資格を有しないとして、4月7日の議会で失職したこと。ただし21日間の内に県知事に不服申し立てをし、それが認められると元に戻るの、あと出来ることは住民の運動(リコール)だということでした。その後、不服申し立てがだされましたが、細川議員の支援者が、辞職してやり直すよう本人に促すことはできないのでしょうか。

その他、様々な質問があり、これからの議会活動に大変参考になる機会でした。

連日、熊本周辺の地震が続き、今後の状況が心配されます。事故が起きてからでは遅いというのに、そんな中でも再稼働したばかりの川内原発が運転を続けています。消費税増税も予定通りと強調する安倍首相と自公政権にこの国を任せていては、国民が犠牲になるばかりです。

細川慎一議員、失職

対し不服申し立て提出す

町議会議員 くぼた みき

2月16日に覚せい剤所持容疑で逮捕、拘留された前細川議員。前号のみき通信でお知らせしたように、3月23日に「資格決定要求書」を提出し特別委員会において審査を行いました。

審査で、家族は住居の賃貸借契約を3月2日に解約、住民票はそのまま、横浜市泉区に転居したことが証明されました。さらに、前細川議員本人も3月10日に保釈された際、住所を横浜市泉区とし、この時点で葉山町民ではなくなっており生活の本拠を置いていなかったため、被選挙権はその時点で途切れ、議員の資格を失ったものと判断し、4月7日本会議において、細川議員は議員の資格を有しないものと決定しました。

前細川議員からは、知事に不服審査の申し立てが出され、90日以内に結論が出ます。このまま辞める気はない。という意味です。これに対し、また議会として弁明書を作成しなければなりません。

4月27日、横浜地方裁判所で「覚せい剤取締法違反 細川慎一被告」裁判が行われ、報道人のほか、30人定員の傍聴に対し70人が集まり抽選となり、関心の高さがわかります。法廷の中で、議員報酬は町民からの税金、町民の役に立つよう眠る時間も惜しんで一時も無駄にできない、と覚せい剤を使ってしまった、覚せい剤は貯金で買った、というもの。「覚せい剤を使う抵抗感は」との質問には、町民からの要望解決の優先順位が勝ってしまった。と数々の言い訳は全く理解できません。また「不服申し立てと、議員辞職は別問題」とも言っています。自ら辞めたかった。とでもいうのでしょうか。

前細川議員は覚せい剤使用を認めています。本来なら罪を認めた時点で辞職すべきです。判決は、5月12日です。